

令和 () 年度分 市民税・県民税 特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得の課税方式選択申出書



この申出書は、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択する際に提出するものです。なお、所得税の確定申告書で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要制度を選択する旨を申出ている場合は提出不要です。

柏崎市長あて

提出日 年 月 日

現住所	柏崎市		
1月1日現在の住所			
氏名	生年月日	電話番号	
	大・昭 平・令 年 月 日		

1. 確定申告した特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得を記載してください

			住民税源泉徴収額
特定配当等に係る所得	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定株式等の譲渡所得		円	円

対象となる特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得は、
所得税 15.315% (復興特別所得税含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率で源泉徴収されているものです。
所得税 20.42% で源泉徴収されているものは対象となりません。

2. 市・県民税での課税方式を選択してください (選択するものに☑)

- 1に記載した所得について、市・県民税では申告不要制度を適用します
 1に記載した所得について、市・県民税では以下の所得として申告します

			住民税源泉徴収額
特定配当等に係る所得	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定株式等の譲渡所得		円	円

3. 特定口座年間取引報告書等の写しを添付してください

※税務署に原本提出済みで写しの添付ができない場合、以下の記入をお願いします。

① 確定申告書提出日 年 月 日 ② 提出方法 電子 紙

【注意】

- この申出書は、当該年度の納税通知書が送達される前に提出する必要があります。その後の申出はお受けできません。
- 市・県民税で申告不要制度を選択した場合、配当割額控除・譲渡割額控除の適用はありません。
- 申出書の記載誤りや添付資料の不足等により、特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市・県民税を課税する場合があります。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得を申告不要とすることはできません。

入力確認 宛名番号

--	--	--